

# Deloitte.

デロイトトーマツ



## 各国・地域の税制概要とホットトピックス ベトナム

令和3年度 経済産業省 委託事業

中堅・中小企業向け「進出先国税制および税務ガバナンスに係る情報提供オンラインセミナー」

デロイトトーマツ税理士法人

2022年1月



# 目次

## ベトナムの税制概要

法人税コンプライアンス	3
課税所得計算	4
居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税	6
進出・撤退時の留意すべき課税関係	7
進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較	9
雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税	10
法人課税にかかる各種優遇税制措置	12
PE課税-PE類型	16
税務調査及び異議申立て・税務訴訟	17

ホットトピックス	19
----------	----

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連措置	22
----------------------------	----

## ベトナムの移転価格税制の概要、各国特有の事項、ホットトピックス

移転価格税制の概要	24
-----------	----

LF/MFの概要	25
----------	----

国別報告書の概要	26
----------	----

最近の移転価格調査におけるトピックス	27
--------------------	----

移転価格税制の動向 （新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響）	28
--	----

# ベトナムの税制概要

# 法人税コンプライアンス

ベトナム設立の法人は原則として居住者とされ、全世界所得に20%の税率で課税される。四半期ごとの中間納付が求められるが、第3四半期までの中間納付額の合計が最終税額の75%未満である場合にはペナルティが課される。

## 法人所得税

居住者	居住者の定義は定められていないが、ベトナム設立の法人は原則として居住者とされる。
居住者の課税範囲	全世界所得課税
税率	20%
課税年度	暦年又は会計年度（申請により会計年度末を四半期末とすることが可能）
申告納付期限	課税事業年度終了の日から90日以内
中間納付	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 各四半期の最終日から30日以内に納付する必要がある（申告は不要）。</li><li>■ 中間納付額は各四半期ごとに課税所得を計算して算出する必要がある。</li><li>■ 第3四半期までの中間納付額の合計が最終税額の75%未満である場合、0.03%/日のペナルティが課されることとなる。 ペナルティの計算の基礎は最終税額の75%と第3四半期までの中間納付額との差額である。 ペナルティの起算日は第3四半期の納付期限の末日の翌日であり、その差額が納付される日までが対象となる。</li></ul>

時効	申告期限から10年（脱税のような意図的な違反行為とみなされた場合、時効なし）
連結納税制度	なし
税制改正	明確な税制改正の時期は決まっていない。

### 例：12月決算の場合

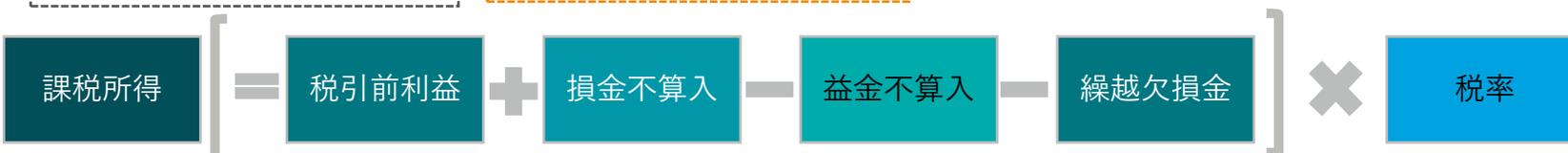


# 課税所得計算 (1/2)

## 損金性が認められる費用について

■ 以下の要件を満たす費用は損金の額に算入することができる。

- 1 事業所得を稼得するために要した費用（減価償却費、支払利息等）
- 2 別段の定めにより、損金不算入となる項目でないこと
- 3 一取引あたり2,000万VND以上の商品又はサービスの購入に係るインボイスについては支払証票が添付され、現金による支払がなかったことが証明できること
- 4 原則としてVATインボイスがあること  
外国法人から請求される費用については、原則として契約書等があること

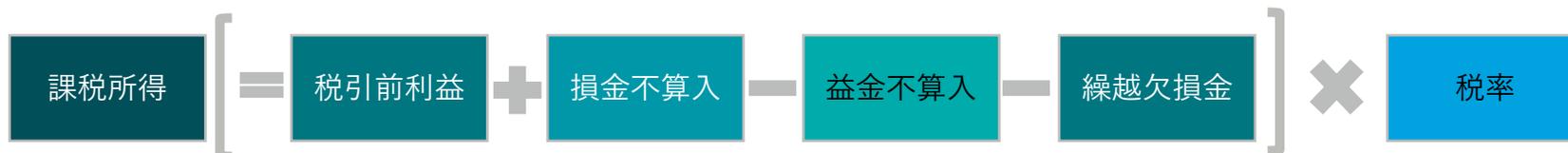


## 損金算入項目

■ 損金不算入 として、留意すべき項目の代表例

給与等	事業主による従業員のための任意年金掛金は毎月従業員一人当たり300万VNDまで損金の額に算入される。	支払利息	支払利息の損金算入額はEBITDA（税引前利益 + 利息費用 + 固定資産の減価償却費）の30%までに制限されている。損金の額に算入されなかった支払利息の額は5年間繰り越すことが可能である。
引当金	原則として引当金繰入額は損金の額に算入されない。ただし、入金期限を超過した一定の債権については一定の限度額に達するまで損金の額に算入される。	広告宣伝費	2015年度以前は広告宣伝費の損金算入制限があったが、現在は原則として損金の額に算入される。
減価償却費等	季節性による9か月以内の休止等であり、その後も事業活動に使用する固定資産であれば、減価償却を継続して損金の額に算入することができる。		
寄付金	寄附金のうち、教育資金・医療保険基金・災害復興支援基金及び貧困者用住宅基金等に該当するもの（証憑がない場合は例外適用はない）を除き、損金の額に算入されない。		

## 課税所得計算 (2/2)



### 益金算入項目

- **益金不算入** として、留意すべき項目の代表例

受取配当	ベトナム法人から受ける配当は、支払法人がベトナムで課税されている限り <b>非課税</b> となる。一方で <b>外国法人から受ける配当は課税の対象</b> となるが、外国税額控除の対象に含まれる。
------	---

- **繰越欠損金** について

欠損金	5年間の繰越が認められる。繰り戻しは不可。
-----	-----------------------

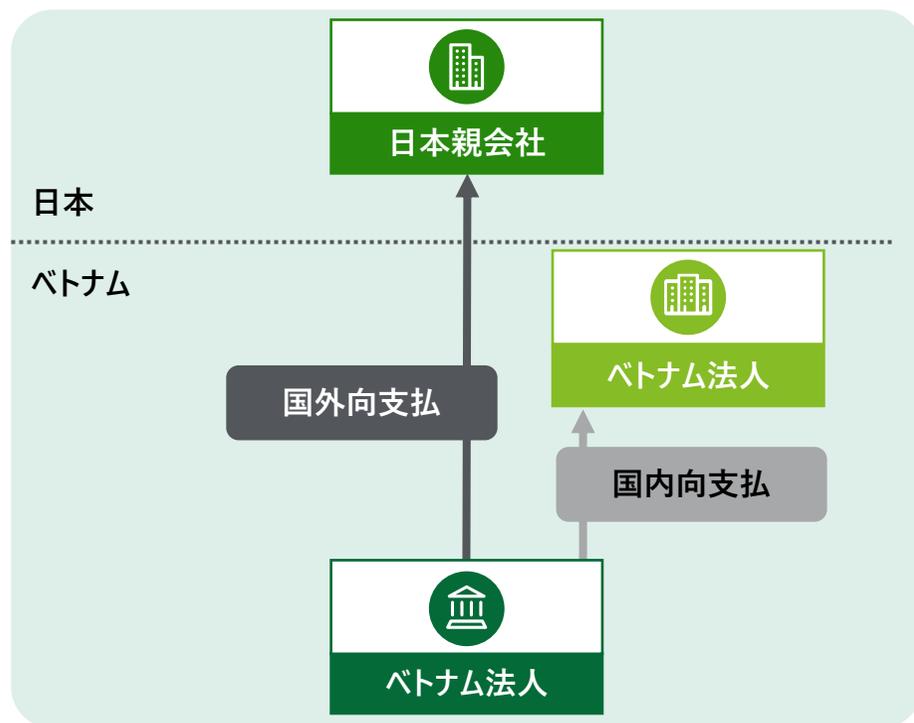
キャピタル ゲイン・ロス	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>キャピタルゲイン</b>は、事業（通常）所得に含まれ通常税率で課税される。キャピタルゲインに対しては優遇税制の適用はない。</li> <li>■ <b>キャピタルロス</b>は、通常の欠損金と同様に取り扱われ、5年間の繰越が認められる。</li> </ul>
-----------------	---

中小企業 優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2017年6月12日に中小企業支援法が可決されており、中小企業の定義は以下の表のとおりである。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>資本金</th> <th>前年度売上</th> <th>従業員数(社会保険加入)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小企業</td> <td>1,000億VND以下</td> <td>3,000億VND以下</td> <td>200人以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 一定の条件のもと、中小企業は一定期間の法人税の減免、土地賃借料・使用料・非農業用地使用税の減免を受けることができる。</li> </ul>		資本金	前年度売上	従業員数(社会保険加入)	中小企業	1,000億VND以下	3,000億VND以下	200人以下
	資本金	前年度売上	従業員数(社会保険加入)						
中小企業	1,000億VND以下	3,000億VND以下	200人以下						

- **税率**

税率	20%
----	-----

# 居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税

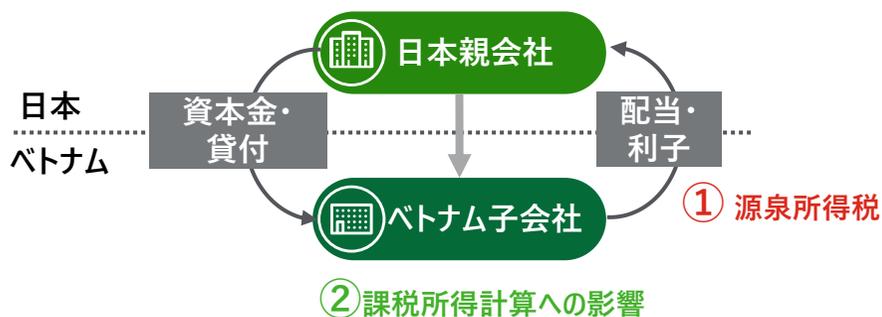


受領者 所得	税率		
	居住者	非居住者	
	国内法	租税条約	
利子	0%	5%	10%
配当	0%	0%	10%
使用料	0%	10%	10%

- ベトナム法人から日本への支払については、日越租税条約の適用のもと、下記の税率が適用される。
  - 配当 0% (国内税率有利)
  - 利子 5% (国内税率有利)
  - 使用料 10% (国内税率と条約税率が同率)

# 進出・撤退時の留意すべき課税関係（1/2）

## 進出時の資金注入方法の比較に係る留意点



### ① 源泉所得税 日本親会社

ベトナム国内法上、ベトナム法人が支払う配当については、その支払い先が非居住者であっても、**源泉税は課されない**。

一方で、支払利子については、当該支払利子に対して**5%の最終源泉税**が課されることとなる。

これにより、資金注入を貸付により行った場合、支払利子に対してベトナムの源泉税が課される分、親会社にとって税コストが増加する可能性がある。

対価を受領する者	適用税率	
	配当	利子
非居住者	0%	5%

### ② 課税所得計算への影響 ベトナム子会社

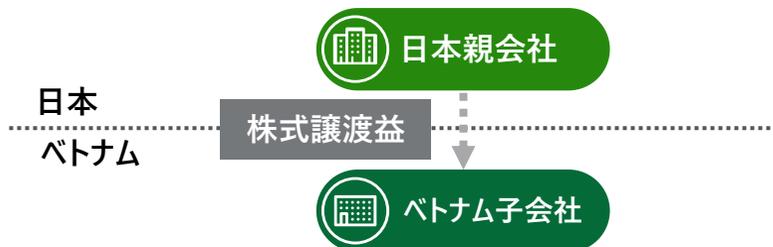
株主に対して支払われる配当は、損金の額に算入することができない。

一方、日本の親会社に対する支払利子は、**EBITDAの30%相当額までは損金の額に算入することができる（過大支払利子税制）**。

また現状、ベトナムにおいては、**過少資本税制が規定されていない**。

## 進出・撤退時の留意すべき課税関係 (2/2)

### 撤退時のキャピタルゲイン（譲渡益）課税



#### ■ ベトナムにおけるキャピタルゲイン課税

#### 🏢 日本親会社

非居住者が行った株式を発行しないベトナム法人の持分譲渡に係る譲渡益は通常税率(20%)で課税されることとなる。譲渡益に係る所得税は源泉徴収され、申告書の提出も必要となる。

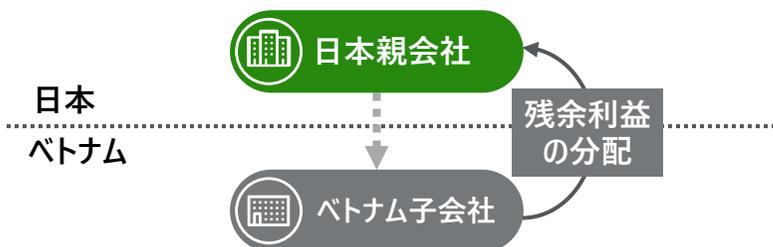
非居住者が株式の譲渡をした場合、その譲渡価額×0.1%の法人税に相当する外国契約者税が課されることとなる。

なお、日越租税条約の適用により、以下のいずれかの要件を満たす場合にベトナムに課税権が認められる。

1. 譲渡事業年度のいずれかの時点においてベトナム法人の株式の25%以上を保有する者がその5%以上を譲渡した場合
2. 譲渡されるベトナム法人の財産が主にベトナム不動産で構成されている場合

上記以外の場合には租税条約の免除申請により免税となる。

### 清算時の残余利益に対する課税



#### ■ ベトナムにおける配当課税の有無

#### 🏢 日本親会社

ベトナムでは清算時に株主への課税は行われたい。

# 進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較

支店はPE帰属所得が課税される一方で、子会社は全世界所得に課税される。また、支店の場合には外国法人として外国契約者税の対象となる。

	 <b>子会社 (現地法人)</b>	 <b>支店</b>
課税所得の範囲	全世界所得課税	PE帰属所得 (日越租税条約の適用がない場合、ベトナム国内源泉所得に加え、PEの活動に関連する国外源泉所得)
法人所得税適用税率	20%	20%
申告手続き	課税事業年度終了の日から90日以内に申告及び納税	課税事業年度終了の日から90日以内に申告及び納税
利益の還流	配当源泉税は課されない	利益送金に源泉税は課されない
サービス収入・物品販売収入に係る源泉所得税	対象外 (外国法人からサービス、物品販売を受ける場合、源泉徴収義務が生じる場合がある)	外国契約者税の対象 (外国法人からサービス、物品販売を受ける場合、源泉徴収義務が生じる場合がある)

## 雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税 (1/2)

VATについては、標準税率は10%であり原則として毎月の申告・納付が必要であるが、一定の場合には四半期での申告・納付が可能である。社会保険および健康保険については、ベトナム従業員に加えて駐在員（一定の場合を除く）にも拠出が必要となる。

付加価値税 (VAT)	ベトナムにおける製造、事業及び消費のための物品およびサービスの販売・提供・輸入は免税に指定されていない限り付加価値税の対象となる。	
	税率	標準税率は10%。 物品・サービスの輸出等の場合は0% 水、肥料、教材、食品、医薬品・医療機器・農業、科学技術サービス等といった一定の物品・サービスの場合は5%
	課税対象取引	国内における製造、事業及び消費のための物品およびサービスの販売・提供・輸入
	申告期限及び納付期限	原則毎月、翌月20日までに申告納付。 前年の年間売上が500億VND以下の場合、四半期申告納付が可能。申告納付期限は翌月30日。
	インボイス制度	税額控除方式でVATを支払う事業者は、インボイスを使用する必要がある。 2022年7月1日以降、電子インボイスが義務付けられる。
	その他	仕入れVATが売上VATを超える場合、還付が認められず、翌期に繰り越す必要があるケースがある。

従業員の雇用にかかるコスト等	雇用主に支払義務のある社会保険に係る拠出金は以下の通りである。 ベトナムの従業員及び駐在員（一定の場合を除く）には社会保険及び健康保険の拠出が必要となる。一方、失業保険の拠出はベトナムの従業員のみ必要となる。	
	社会保険	雇用者負担率：給与の17.5% (一人当たり2,980万VND/月を限度)
	健康保険	雇用者負担率：給与の3% (一人当たり2,980万VND/月を限度)
	失業保険	雇用者負担率：給与の1% (最大で一人当たり8,840万VND/月を限度)
印紙税	なし	
国境をまたぐデジタルサービスへの課税	2021年1月1日以降、PEを持たない海外eコマース企業は、法人税と付加価値税の性質を持つ税の対象となる(新ルールでは、①海外eコマース企業又はその認可されたプロバイダーが電子ポータルに登録された税金コード及び取引口座を通じて、自己申告納付を行う。又は、②取引を行ったベトナム事業者又は取引に関与した金融機関は電子商取引にかかる税金を外国企業から徴収し、納税義務を履行することが義務付けられる)。	

## 雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税 (2/2)

### 外国契約者税 (FCT)

ベトナムにPEを有するか否かを問わず外国法人は、所得税を計算、源泉徴収する特殊な仕組みである**外国契約者税の対象となる**。  
外国契約者税はVAT部分と法人税部分で構成されている。

外国契約者税

法人所得税

付加価値税

#### 申告・納税

自己申告方式	納付申告を外国法人自らが行う。 期限はベトナム法人と同様。 VAT部分:月次又は四半期ごと 法人税部分:年次
ダイレクト方式	ベトナム法人が外国法人からVAT及び法人税部分を源泉徴収し、支払いが行われた日から10日以内 又は、当該ベトナム法人が毎月FCT申告を行う法人であれば翌月20日までに税務当局へ支払わなければならない(*1)。
ハイブリット方式	VAT部分:月次又は四半期ごと(それぞれ翌月20日又は30日までに。) 法人税部分:ベトナム法人が源泉徴収し、支払いが行われた日から10日以内 又は、ベトナム法人が毎月FCT申告を行う法人であれば翌月20日までに税務当局へ支払わなければならない(*1)。

(\*1)税額:課税売上×みなし税率(下表参照)

	みなし税率	
	法人税部分	VAT部分
課税物品の譲渡	1%	N/A
サービス	5%	5%
証券譲渡	0.1%	N/A
利子	5%	N/A
ロイヤリティ	10%	N/A

#### 日越租税条約との関係

VAT部分については租税条約の対象ではなく、法人税部分について、FCTは日越租税条約上、ベトナムに課税権を認めていない日本法人がPEを有しない場合においても課税されることがある。その場合、日本側で外国税額控除の適用を受けることができない。

#### 租税条約に基づく免税手続き及び申請書類

あまり利用は進んでいないものの、Circular 80/2021/TT-BTCによると、以下の免税申請書類を事前に提出する必要がある。

- 免税申請書
- ベトナム語で記載された契約書
- 承認済の前年度の所得受領者の居住者証明

# 法人課税にかかる各種優遇税制措置 (1/4)

項目	対象企業	優遇措置内容								
<b>事業分野に対する優遇</b> (Circular 78/2014/TT-BTC, Circular 96/2015/TT-BTC)	ハイテク、先端技術、特に重要なインフラ及びソフトウェア開発に関する企業	<p>■ 対象企業が享受可能な優遇税率の条件は、以下の通りである。</p> <table border="1" data-bbox="1185 436 1742 596"> <thead> <tr> <th>優遇法人税率</th> <th>優遇税率適用期間</th> <th>税率の免税期間</th> <th>税率の半減期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10%</td> <td>15年間 (+ 15年延長可)(*)</td> <td>4年</td> <td>9年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*)投資誘致のために国が特に奨励している大規模かつ高・新技術プロジェクトであると判断され、首相の承認を得た場合</p>	優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間	10%	15年間 (+ 15年延長可)(*)	4年	9年
	優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間						
	10%	15年間 (+ 15年延長可)(*)	4年	9年						
	環境汚染低減装置、環境モニタリング及び分析装置の製造・公害防止、環境保全・排水、排気、廃棄物の収集処理・リサイクルといった内容を含む環境保護のための新規投資プロジェクト	<p>■ 対象企業が享受可能な優遇税率の条件は、以下の通りである。</p> <table border="1" data-bbox="1185 722 1742 882"> <thead> <tr> <th>優遇法人税率</th> <th>優遇税率適用期間</th> <th>税率の免税期間</th> <th>税率の半減期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10%</td> <td>15年間 (+ 15年延長可)(*)</td> <td>4年</td> <td>9年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*)投資誘致のために国が特に奨励している大規模かつ高・新技術プロジェクトであると判断され、首相の承認を得た場合</p>	優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間	10%	15年間 (+ 15年延長可)(*)	4年	9年
優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間							
10%	15年間 (+ 15年延長可)(*)	4年	9年							
ハイテク企業・ハイテク法に規定された技術を採用している農業企業	<p>■ 対象企業が享受可能な優遇税率の条件は、以下の通りである。</p> <table border="1" data-bbox="1185 1008 1742 1119"> <thead> <tr> <th>優遇法人税率</th> <th>優遇税率適用期間</th> <th>税率の免税期間</th> <th>税率の半減期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10%</td> <td>15年間</td> <td>4年</td> <td>9年</td> </tr> </tbody> </table>	優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間	10%	15年間	4年	9年	
優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間							
10%	15年間	4年	9年							
高品質製鉄分野、省エネ製品、農林・水産・製塩業用の機械装置、動物飼料、伝統工芸及び貿易の発展に係る新規投資	<p>■ 対象企業が享受可能な優遇税率の条件は、以下の通りである。</p> <table border="1" data-bbox="1185 1205 1742 1316"> <thead> <tr> <th>優遇法人税率</th> <th>優遇税率適用期間</th> <th>税率の免税期間</th> <th>税率の半減期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17%</td> <td>10年間</td> <td>2年(*)</td> <td>4年(*)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*)社会的・経済的に困難な地域への新規投資である場合</p>	優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間	17%	10年間	2年(*)	4年(*)	
優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間							
17%	10年間	2年(*)	4年(*)							

# 法人課税にかかる各種優遇税制措置 (2/4)

項目	対象企業	優遇措置内容								
<b>事業分野に対する優遇</b> (Circular 78/2014/TT-BTC, Circular 96/2015/TT-BTC)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 出版法の規定による出版又は新聞の印刷を行う事業</li> <li>■ 公営住宅への投資及び取引に関する事業</li> <li>■ 植林、栽培、森林保護事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 対象企業が享受可能な優遇税率の条件は、以下の通りである。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1197 432 1757 544"> <thead> <tr> <th>優遇法人税率</th> <th>優遇税率適用期間</th> <th>税率の免税期間</th> <th>税率の半減期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10%</td> <td>無期限</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間	10%	無期限	-	-
	優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間						
	10%	無期限	-	-						
	重要産業支援製品の新規投資事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 対象企業が享受可能な優遇税率の条件は、以下の通りである。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1197 654 1757 765"> <thead> <tr> <th>優遇法人税率</th> <th>優遇税率適用期間</th> <th>税率の免税期間</th> <th>税率の半減期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10%</td> <td>15年間</td> <td>4年</td> <td>9年</td> </tr> </tbody> </table>	優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間	10%	15年間	4年	9年
優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間							
10%	15年間	4年	9年							
教育、職業訓練、健康、文化、スポーツ、環境、司法分野の事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 対象企業が享受可能な優遇税率の条件は、以下の通りである。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1197 843 1757 972"> <thead> <tr> <th>優遇法人税率</th> <th>優遇税率適用期間</th> <th>税率の免税期間</th> <th>税率の半減期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10%</td> <td>15年間</td> <td>4年</td> <td>5年又は9年(*)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1100 1003 1783 1029">(*)社会的・経済的に困難又は特に困難な地域で行われる場合は9年間</p>	優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間	10%	15年間	4年	5年又は9年(*)	
優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間							
10%	15年間	4年	5年又は9年(*)							
社会経済的に困難又は特に困難な地域以外において行う農業・漁業に関する企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 対象企業が享受可能な優遇税率の条件は、以下の通りである。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1197 1108 1757 1219"> <thead> <tr> <th>優遇法人税率</th> <th>優遇税率適用期間</th> <th>税率の免税期間</th> <th>税率の半減期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15%</td> <td>無期限</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間	15%	無期限	-	-	
優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間							
15%	無期限	-	-							

# 法人課税にかかる各種優遇税制措置 (3/4)

項目	対象企業	優遇措置内容								
<b>投資される地域に対する優遇</b> (Circular 78/2014/TT-BTC, Circular 96/2015/TT-BTC)	社会的・経済的に困難な地域への新規投資	■ 対象企業が享受可能な優遇税率の条件は、以下の通りである。 <table border="1" data-bbox="1197 444 1757 555"> <thead> <tr> <th>優遇法人税率</th> <th>優遇税率適用期間</th> <th>税率の免税期間</th> <th>税率の半減期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17%</td> <td>10年間</td> <td>2年</td> <td>4年</td> </tr> </tbody> </table>	優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間	17%	10年間	2年	4年
	優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間						
	17%	10年間	2年	4年						
■ 特に社会的・経済的に困難な地域への新規投資の下で設立された新規企業 ■ 経済特区又はハイテク特区における投資事業の下で設立された新規企業	■ 対象企業が享受可能な優遇税率の条件は、以下の通りである。 <table border="1" data-bbox="1197 658 1757 769"> <thead> <tr> <th>優遇法人税率</th> <th>優遇税率適用期間</th> <th>税率の免税期間</th> <th>税率の半減期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10%</td> <td>15年間</td> <td>4年</td> <td>9年</td> </tr> </tbody> </table>	優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間	10%	15年間	4年	9年	
優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間							
10%	15年間	4年	9年							
優遇工業地帯における新規投資事業	■ 対象企業が享受可能な優遇税率の条件は、以下の通りである。 <table border="1" data-bbox="1197 893 1757 1005"> <thead> <tr> <th>優遇法人税率</th> <th>優遇税率適用期間</th> <th>税率の免税期間</th> <th>税率の半減期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>2年間</td> <td>4年間</td> </tr> </tbody> </table>	優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間	-	-	2年間	4年間	
優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間							
-	-	2年間	4年間							

## 法人課税にかかる各種優遇税制措置 (4/4)

項目	対象企業	優遇措置内容								
<p>事業規模に対する優遇 (Circular 78/2014/TT-BTC, Circular 96/2015/TT-BTC)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ライセンス発行後3年以内に投資資金6兆VNDの払込みが完了し、売上発生後4年以内に年間売上高が10兆VNDを超える事業</li> <li>■ ライセンス発行後3年以内に投資資金6兆VNDの払込みが完了し、売上発生後4年以内に平均年間3,000人の雇用を創出する事業</li> <li>■ ライセンス発行後5年以内に投資資金12兆VNDの払込みが完了し、承認された技術を使用する事業</li> </ul>	<p>■ 対象企業が享受可能な優遇税率の条件は、以下の通りである。</p> <table border="1" data-bbox="1178 434 1738 592"> <thead> <tr> <th>優遇法人税率</th> <th>優遇税率適用期間</th> <th>税率の免税期間</th> <th>税率の半減期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10%</td> <td>15年間 (+ 15年延長可)(*)</td> <td>4年</td> <td>9年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*)投資資金12兆VND以上の事業については、以下のいずれかの条件を満たし、首相の承認を得ることで、優遇税率の適用期間を最大15年間延長することができる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 製造された製品が世界的な競争力をもつこと（売上発生後6年以内に年間売上が20兆VNDを超えること）</li> <li>➢ 6,000人以上の従業員を雇用すること</li> <li>➢ 発電所、給水排水システム、道路や鉄道などの各種インフラ設備の開発への投資であること</li> </ul>	優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間	10%	15年間 (+ 15年延長可)(*)	4年	9年
優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間							
10%	15年間 (+ 15年延長可)(*)	4年	9年							

# PE課税—PE類型

## PEの種類

### 支店PE

- ①事業の管理の場所
- ②支店
- ③事務所
- ④工場
- ⑤作業場
- ⑥鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所
- ⑦倉庫



### 代理人PE

- 独立した地位を持つ者を除き、企業に代わって活動し、
- ①企業の名において契約する権限を有する者で、当該権限を反復して行使する代理人
  - ②①のような権限を有しないが、在庫を常習的に保有し、企業に代わって定期的に引き渡す代理人
  - ③保険料の受領等をする代理人



ベトナムのPE類型は、日本と締結した租税条約において規定されている。

### サービスPE

従業員その他の職員を通じて提供されるサービス（コンサルティング・サービスを含む。）（同一のプロジェクト又は2以上の関連するプロジェクトについて、いずれかの12か月の期間内に合計で6か月を超える期間継続するものに限る。）



### 建設PE

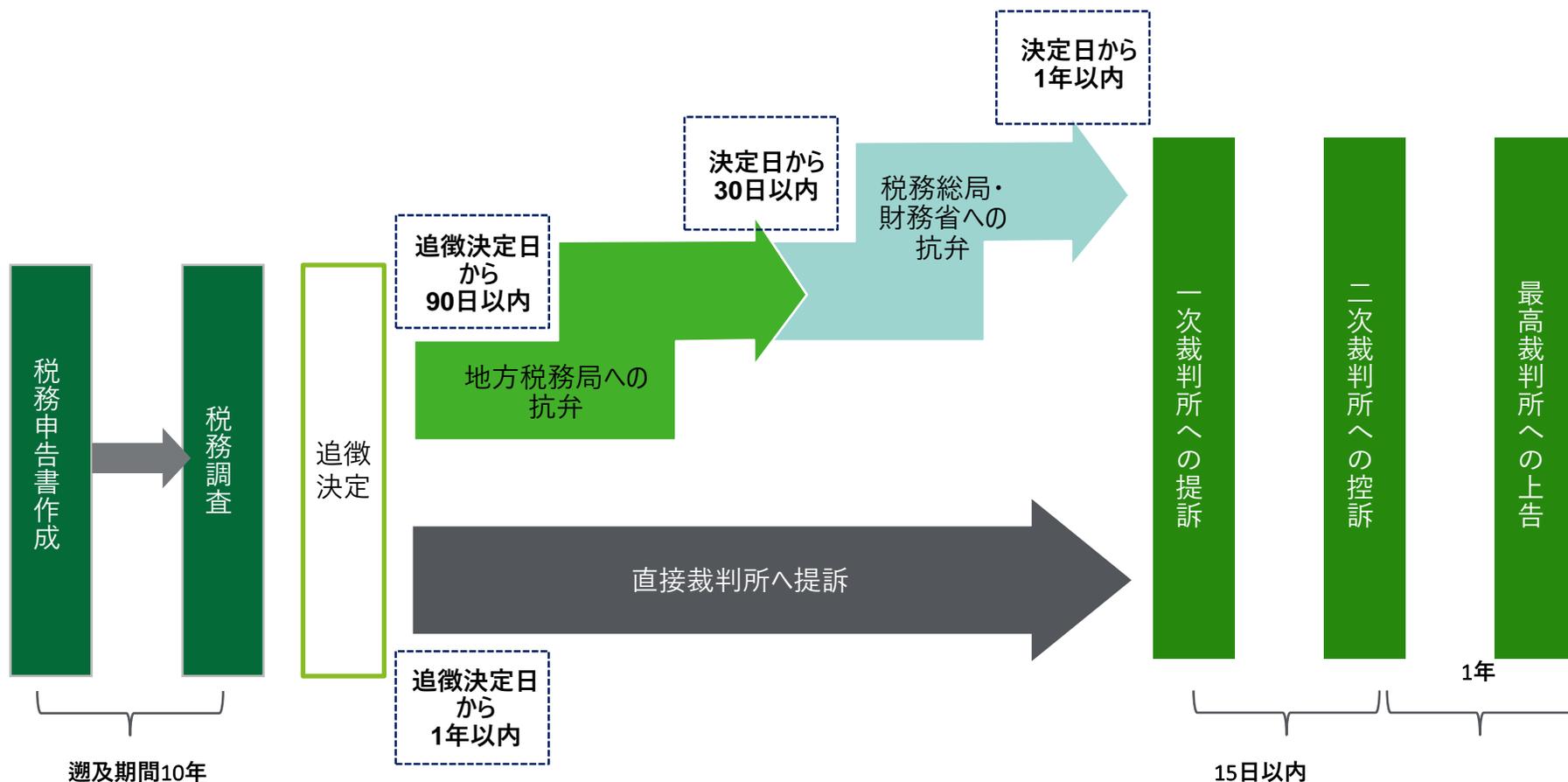
建築工事現場、建設、据付け若しくは組み立て工事又は監督活動（6か月超の期間存続する場合に限る。）



MLI条約の署名：なし（従って、現行有効な租税条約のみを参照すればよい。）

# 税務調査及び異議申立て・税務訴訟（1/2）

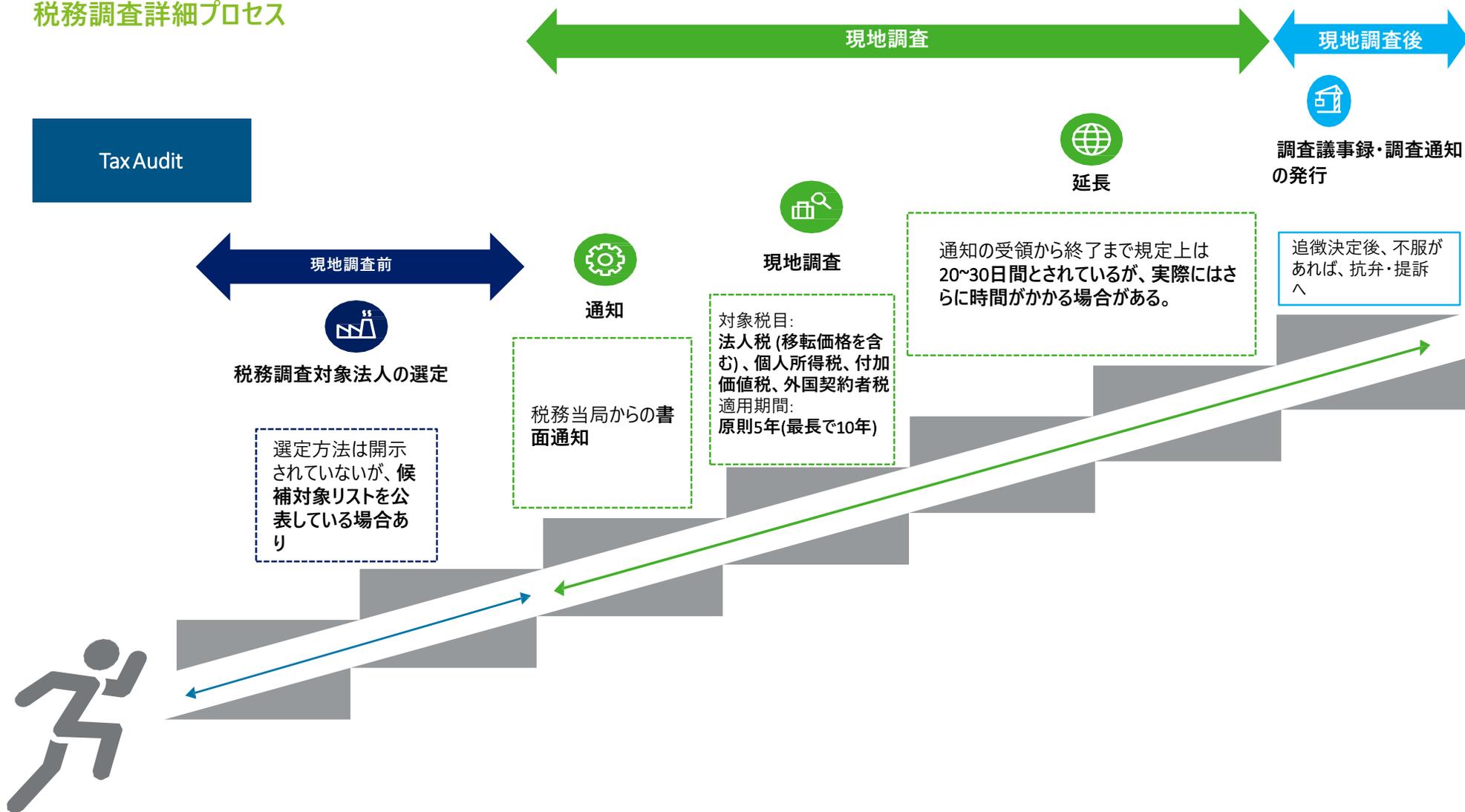
税務訴訟はあまり機能していないため、各当局への抗弁が受け入れられない場合には更正を受け入れざるを得ないのが実状である。



- 税務当局の名称：ベトナム税務総局（General Department of Taxation; GDT）  
<http://www.gdt.gov.vn/wps/portal/english/taxoffice>

# 税務調査及び異議申立て・税務訴訟 (2/2)

## 税務調査詳細プロセス



## ホットトピックス（1/3）

関連者間取引について、税務当局は移転価格税制と法人税の両方の観点から今後より厳格に対応を行うことが想定されるため、可能な限り具体的な内容を説明できる準備をしておくことが望ましい。

01

関連者間取引

論点

- 税務当局は、関連者間の取引の実体性について、移転価格税制と法人税の両方の側面から今後より厳格な対応を行うことが想定されている。

企業が以下の要件を満たさなければ、関連者間で発生するすべての費用は、税務当局によって否認されることとなる。

- 実際にサービスが実施された証明すること
- そのサービスがベトナム法人に利益をもたらすこと
- 金額に妥当性があること
- ベトナム当局への登録要件を満たしていること(例：商標権等)
- 外国契約者税の申告納付済であること
- 移転価格文書が提出済であること

なお、移転価格よりも実体否認が容易な法人税において否認を行うことが多い。

- ロイヤリティなどの支払いの損金算入について議論になることが多いため、可能な限り費用の具体的な内容を説明できるようにしておくことが望ましい（一方、何ら準備をしていないと全否認されるリスクがある）。移転価格に関して、今後はCOVID-19関連の損失の妥当性についての議論が増えることが想定される。

02

銀行借入れ

論点

- 銀行借入れを行った場合において一定の場合、銀行が関連者と判断される可能性がある。

企業の銀行からの借入れの額が、企業の株主が拠出した資本の25%以上に相当し、かつ、企業の中長期的な債務の総額の50%以上を占めている場合、銀行は企業の関連者となる。その場合、企業は、適用される規制に従って、関連者間取引に関するコンプライアンス要件を満たさなければならない。また、支払利息の損金算入額は所定の限度額まで可能となる。

## ホットトピックス（2/3）

法人税法上の損金算入やVAT控除のため、外国人労働者の労働許可の取得、FRINGE・ベネフィットに関して労働契約書に記載するなどの対応を行う必要がある。

### 03 輸出サービス

#### 論点

- ベトナム税務当局は「ベトナム国外で消費される」という点に非常に厳格な姿勢をとっており、多くの場合、その立証ができず、10%VATが課税されている。輸出サービスがベトナム国外で消費されたとみなされた場合、通常0%のVAT率で課税され、それに対応する仕入れVATはVAT還付を受けることができる。しかし、ベトナム国内で消費されたのか、国外で消費されたのか、という点についての具体的な定義がないため、実務上、ベトナムの税務当局は、「ベトナム国外で消費される」と見なされるものに対して、非常に厳格で積極的な姿勢をとっている。そのため、多くの企業はベトナム国外でサービスを消費したことを証明できず、0%の代わりに10%のVAT率が適用されている。

### 04 労働許可前の駐在員に係る費用

#### 論点

- 企業がその外国人従業員のため支払う費用について、法人税法上の損金算入及びVAT控除を適用することができない場合がある。企業が外国人従業員を雇用したが、労働法に基づく労働許可が与えられていない場合、企業がその従業員のために支払う費用について、法人税法上の損金算入及びVAT控除のための十分な根拠がなく、損金算入及びVAT控除を適用することができない。

### 05 FRINGE・ベネフィット

#### 論点

- FRINGE・ベネフィットなのか、会社の費用なのかあいまいな部分について、FRINGE・ベネフィットと認定され、事業に関連性のないものとして法人税法上否認される可能性がある。例えば、事業上の目的のため会社用の携帯電話を付与するような場合、FRINGE・ベネフィットに認定され、事業に関連性のないものとして法人税法上否認される可能性がある。ただし、労働契約書に当該内容の記載があれば事業関連性が認められて、否認を免れる可能性がある。

## ホットトピックス (3/3)

優遇税制の適用のためのライセンスを受けていたとしても、その後の追加投資部分には優遇税制の適用が認められない場合があるため注意する必要がある。

06

優遇税率の一部不適用

論点

- 優遇税率の適用のためのライセンスを受けていたとしても、その後追加投資をした場合、その追加投資に係る部分については優遇税率が認められない場合がある。  
例えば、ライセンス取得後に新たな固定資産を購入したような場合、固定資産の取得価額で按分することで、優遇税率を適用しない部分を算出するような場合がある。規定上は事業拡張部分については優遇税率を認めない、という一文しかないため、解釈の幅が大きいのが特徴である。

07

税関の在庫計算との不一致

論点

- 税関において関税申告書に基づく在庫管理をしている。会社側で認識している在庫が税関の記録よりも大きい場合には、輸入関税と輸入VATの支払を求められることがある。

08

出向者給与に係る外国契約者税

論点

- 日本親会社からベトナム子会社への出向者の給与について、日本親会社からベトナム子会社に実費請求をしているにもかかわらず、実費ではなくサービスフィーに該当するものとして、その全額に外国契約者税が課されることがある。

09

短期出張者に対する個人所得税の更正

論点

- 地域によっては短期出張者に対する個人所得税の更正が多い傾向にある。  
例えば、日本親会社からベトナムへの出張者の個人所得税について、租税条約における短期滞在者免税を適用するためには申請が必要である。申請が受理されたとしても、実際に免税となるかは税務調査実施までわからないケースが見受けられる。

# 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連措置

項目	ステータス	内容
法人所得税関連	議論中	■ 2021年度の法人税の30%減額(2021年の総収入が2,000億VND以下かつ2021年の収入が2020年から減少している場合)
	施行済み	■ COVID-19対策支援に関する寄附金は損金算入される
申告・納期限の延長	議論中	■ COVID-19の影響により2018年、2019年および2020年に継続的な欠損が生じた企業に対する2020年および2021年に生じた納付遅延に係る利息の免除
	施行済み	■ 法人税、VAT及び土地賃借代の納付期限の延長
VATなど	議論中	■ 30%の付加価値税の減額 (一定のサービス事業を行っている企業)
	施行済み	■ COVID-19の予防管理のために輸入された商品の輸入税及びVATの免除
給与源泉税等	施行済み	■ 申請書提出から12か月間の退職基金及び遺族基金に対する事業主拠出金及び従業員拠出金（特定の産業に係るもの）のペナルティなしの拠出停止
その他	施行済み	■ 権限のある国家当局の決定または契約に基づき、国から直接土地を賃借する企業の土地賃貸料の30%を減額
	議論中	■ 2021年第3四半期および第4四半期における個人所得税の50%減額

# ベトナムの移転価格税制の概要、 各国特有の事項、ホットトピックス

# 移転価格税制の概要

01

## 移転価格税制導入時期

2006年に導入。BEPS関連の導入は、2017年5月

02

## 関連者の定義

- ① 出資関係：親子・関係会社または子会社・関係会社間において**25%以上の所有**、**同一の第3者による両法人の25%以上の所有**、または**10%以上を所有する筆頭株主**
- ② 経営・支配：
  - ・ **取締役会の50%または、財務および事業経営について決議権を有する取締役の選任**
  - ・ **両法人で役員の50%以上が同一の者である**、もしくは、両法人に同一の第三者より任命された、財務や事業経営の決定権を持つ役員が存在する・同一人物または近親者により財務および事業を支配されている法人
  - ・ **本社および恒久的施設・実質的支配関係がある場合**
- ③ 財務：債務または債務保証が**債務または債務保証の25%を占めており**、かつ、**中長期債務の50%を占めている場合**（Decree No. 20/2017/ND-CP 5条）

03

## 移転価格調査の時効

**10年**（Circular No. 166/2013/TT-BTC 4条/（注）2020年12月5日改正によりDecree No. 125/2020/ND-CP Article 8）

04

## 独立企業間価格の算定方法

（棚卸資産取引・無形資産取引・役務提供取引・資金賃借取引）

- OECDガイドラインに沿った5つの移転価格算定方法（CUP, RP法, CP法, TNMM/CPM法, PS法）が認められている。
- ベトナム税務当局は実務上、役務提供や棚卸取引等について別途検証するというケースはほぼ無く、個々の取引毎の検証はしていないのが現状であり、ベトナム法人全体の営業利益等に対して検証を行うケースが非常に多い。例外はロイヤリティー取引で、こちらについては、別途切り出して検証を行うケースが多くなっている。
- **実務上は、CPM法（TNMMに準ずるもの）を採用している会社が多い。**

05

## 日本とのAPA/MAPの適用可能性

- 日本との租税条約の有無：あり
- 実務上の適用可能性：**APA/MAPに関する規定は存在する。**

# LF/MFの概要

## ローカルファイル (LF) の概要

### ①作成義務対象者

以下の免除要件に該当しない納税者（Decree No. 20/2017/ND-CP）

- 納税者における総収入が500億VND未満、かつ関連者間取引総額が300億VND未満
- APAを取得し、係る年次報告書を提出した取引（免除要件はAPAにおける確認対象取引についてのみ適用。その他の取引については、ローカルファイル作成義務が生じる）
- ルーティン機能のみを果たし、無形資産の使用による収入または費用が発生しない納税者で、総収入が2,000億VND未満、かつ、営業利益率が再販において5%、製造において10%、委託製造において15%を超える場合

### ②作成期限

- 事業年度終了日から90日以内（確定申告期限）（Decree No. 20/2017/ND-CP）

### ③提出期限

- 税務調査中：当局から提出要請を受けて、**15営業日以内**
- 税務調査前の相談手続中：税務当局から提出要請があった場合は**30営業日以内**。なお、合理的な理由がある場合には、15営業日を超えない範囲で延長が可能

### ④作成言語

- ベトナム語

### ⑤罰則

- ローカルファイルおよびその他情報の提出を怠った場合、**移転価格調整、罰則および遅延利息**を課される。

## マスターファイル (MF) の概要

### ①作成義務対象者

- ローカルファイル同様

### ②作成／提出期限

- ローカルファイル同様

# 国別報告書の概要

## 国別報告書 (CbCR) の概要

(セカンダリーファイリング\*の場合のみ)

### ①作成義務対象者

- 年間収入が18兆VND以上の多国籍企業グループに属するベトナムの構成会社等で、最終親事業会社とその所在国において国別報告書の提出義務がない場合、ベトナムの構成会社等は説明書とともに国別報告書を提出しなければならない。(Article 10, Decree No. 20/2017/ND-CP and Clause 2c, Article 4, Circular No.41/2017/TTBTC)

### ②提出期限／作成期限

- セカンダリーファイリングの場合、法人税の申告時までには国別報告書を作成し、税務当局から指示があった場合、15日以内に国別報告書を提出する。提出期限は15日まで延長が認められる。(Article 10, Decree No. 20/2017/ND-CP)

### ③罰則

- 移転価格税制上科される罰則、遅延利息、最大で5百万VNDの行政罰等 (Article 12, Decree No. 20/2017/ND-CP、ならびにArticle 11, Circular No. 116/2013/TT-BTC)

### ④国別報告書に係る通知書 (Notification) の要否

- Notificationは採用されていない。

\*究極の親会社の所在する国においてCbCRに係る法令が整備されていない場合、当該構成会社はその所轄税務当局を通じてCbCRを提出すること

# 最近の移転価格調査におけるトピックス

01

現地側課税事例の  
傾向

論点

- 法人税確定申告書に添付するForm01～03やローカルファイル、マスターファイル、CbCR及び移転価格文書の未整備による推定課税
- 会社の営業利益率が中央値に届いていない場合、**会社の利益率と中央値との乖離部分の更正**  
(会社の営業利益率が、四分位に入っている場合でも中央値に達していない場合、乖離されるケースが良く見られる)
- グループ内のロイヤリティーや役務提供契約の料率や対価設定に対するチャレンジ  
(本業部分の営業利益率が高い場合でも、ロイヤリティーの料率部分だけは更正という事例も有り)
- 税務局が独自に管理しているデータベース(シークレットコンパブル)を対象会社に適用し、**会社の営業利益率との乖離部分を更正**
- 税務調査対象期間の中で特に利益率の低い年度のみ、**他の年度との営業利益率の乖離部分の更正**
- 会社が選択した比較対象会社の内、特に利益率の低い会社を否認、税務局が妥当と考える比較対象会社を追加し**修正後の中央値との乖離部分を更正**

02

対応方法についての  
助言

論点

- 年初に税務調査リストに自社が入っているか否か起用している大手コンサルに確認。入っている場合は、税務局からの通知が来るのを待つことなく、**事前に税務リスク要因を特定し、想定される更正・チャレンジの内容に対する抗弁の為にロジック・資料を十分に作成しておく。**
- 事前に準備したロジック・資料に基づき、**更正額のインパクトを軽減する為の折衝を税務調査チームと行い、更正額を最小化する。**

# 移転価格税制の動向（新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響）

<p>税務当局における税務調査の状況の変化</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ COVID-19により税収減少の影響を受けており、積極的な課税を行う可能性あり。</li><li>■ COVID-19隔離政策により、今後、オンラインベースの税務調査が主流になる可能性が高い。</li><li>■ 現場での調査時間が短縮されている状況のため、税務調査官への説明・交渉の機会が少ないことから、事前準備を行い、調査過程で効果的なアプローチができるかが重要。</li><li>■ 税務当局が納税者に数日以内にローカルファイルの提出、およびグループ内の役務提供取引・ロイヤリティの対価設定に関する説明を要求する傾向。</li><li>■ 税務当局は、移転価格調査の前に納税者に自己調整を「提案」。</li><li>■ 2021年もCOVID-19の状況により、税務調査リストに載っている会社への調査が進んでいない。</li></ul>
<p>APA審査・協議対応の変化</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ APAに関する規定は存在している。</li><li>■ 但し、現状、APAの申請書類提出まで漕ぎ着けられているケースは存在するものの、審査や協議まで進んでいるケースは皆無。</li><li>■ COVID-19の影響もあり、暫くはAPAの審査・協議対応に変化は見られないと思われる。</li></ul>
<p>現地当局が容認するCOVID-19への対応措置（比較可能性の検討、特殊要因の検討、その他の取扱いの検討等）</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 税収不足もあり、ベトナム税務当局が比較可能性や特殊要因調整の検討をしてくれるかは明確には読みにくい状況である。</li><li>■ 一方で、特殊要因調整を細かく行う事により、部分的に認めてもらう様な交渉は可能だと推察される。</li></ul>

# お問い合わせ

運営受託：デロイト トーマツ税理士法人

email : [info@i-tax-seminar.go.jp](mailto:info@i-tax-seminar.go.jp)

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての2021年10月時点における一般的な解釈について述べたものです。経済産業省及びデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関係法人（デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します）は、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う際は、必ず資格のある専門家の適切なアドバイスをもとにご判断ください。

また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。経済産業省及びデロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

無断転載を禁じます。

本テキストをコピー等で複製することは、社内用、社外用を問わず、執筆者の承諾なしには出来ません。

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市以上に1万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数 を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー ファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナル サービスの分野で世界最大級の規模を有し、150を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバル ネットワーク（総称して“デロイト ネットワーク”）を通じ Fortune Global 500® の8割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約312,000名の専門家については、（[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)）をご覧ください。



IS 669126 / ISO 27001